

シンプル相続登記（相続登記を定額で）

（子や配偶者へ・法定相続人4人以内）

一律 金 88,000 円（税込）+実費

下記条件すべて該当の方に限ります

※ 条件以外は別途見積

- ・亡くなった方から配偶者又は子へ一代相続
（数次相続・再転相続・半血兄弟姉妹無）
- ・不動産5個以内（5個を超えると1個あたり金2,500円追加）
- ・管轄1カ所（他管轄不動産あれば1管轄あたり2万円追加）
- ・法定相続人4人以内（日本国内在住）
（※被相続人・相続人の中に外国籍または国外居住者がおられる場合除く）

実費	登録免許税	不動産固定資産税評価額×0.4%（一部軽減あり）
	戸籍等書類取得 不動産調査等	除籍謄本・改正原戸籍謄本等 750円/通 戸籍謄本・戸籍事項証明書 450円/通 住民票・評価証明書等 300～1000円位（役所による） 登記情報・公図調査・測量図等 331～361円/通 不動産登記事項証明書等 480～600円/通
	その他	郵送料・交通費（その他税理士等専門家必要時別途）
料金に含まれる内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続のご相談 ● 不動産調査（登記漏れのないよう調査します） ● 相続人調査・確定 ● 戸籍・原戸籍・住民票等必要書類の収集取得（印鑑証明書はご本人） ● 相続関係説明図作成 ● 遺産分割協議書（不動産登記用）作成 ● 登記申請書作成・管轄法務局への登記申請 ● 登記識別情報・登記完了証受領・確認 ● 登記識別情報お渡し 	

以下は別の手続になります。

- 法定相続人に未成年者がいる場合の特別代理人選任
- 法定相続人に行方不明者がいる場合の不在者財産管理人選任
- 法定相続人に意思能力の無い方がいる場合の成年後見人選任
- 遺言書検認手続き（裁判所申立4万円～+実費）
- 相続放棄（裁判所）
- 相続不動産の売却、贈与、交換、抵当権抹消等